

令和5年度棚倉町社会福祉協議会母子父子家庭奨学生募集要項

棚倉町社会福祉協議会

本資金は母子・父子家庭であって高等学校修学を希望する者が、能力があるにもかかわらず、経済的理由により修学が困難と認められる場合に奨学資金を支給し、もって教育の機会均等をはかり、健全な社会の発展に資することを目的とするものであり、下記により令和5年度奨学生を募集する。

記

1、募集人員

高等学校に在学する者（原則として令和5年度入学者）

2、応募者資格要件（次の各号に掲げる要件を具備すること。）

- (1) 児童扶養手当法第4条第1項に規定する児童及びこれに準ずると認められる母子父子家庭の児童。
- (2) 高等学校（福島県内に所在するものに限る。）に在学し、品行が正しく学術にも優れ、身体が強健であること。
- (3) 棚倉町に引き続き1か年以上住所を有していること。
- (4) 経済的な理由により修学が困難と認められること。
- (5) 国、県、町又は他団体から同種類の奨学資金の貸与又は給与を受けていないこと。

3、給与の額

月額7,000円

4、給与始期及び期間

令和5年4月分から在学する学校の正規の修学期間。

5、出願手続

- (1) 希望者は奨学生出願書類を棚倉町社会福祉協議会に請求し、奨学生願書に所要事項を記入のうえ、奨学生推薦調書・添付書類とともに棚倉町社会福祉協議会長宛に提出する。
- (2) 高等学校長は出願者の学業成績（中学在学中の最終2か年の成績及び高校在学中の成績）、人物、家庭状況等を調査し、本奨学生として適当と認められるときは推薦調書を作成し、密封のうえ、本人に交付する。

6、提出書類

- (1) 奨学生願書（様式第1号）
- (2) 奨学生推薦調書（様式第2号）
- (3) 添付書類
 - ・所得証明書（前年分）……世帯全員のもの
 - ・健康診断書（X線検査とし最近3ヶ月以内のもの）

7、願書提出期間

令和5年5月15日～

8、奨学生の決定

社会福祉協議会会长が理事会の選考に基づき決定し、本人に通知する。